

1票の力を、明日のために、自分のために

第23回参議院議員通常選挙

投票予定日 7月21日(日)、午前7時～午後8時
期日前投票 7月5日(金)～20日(土)、午前8時30分～午後8時



市内の投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3	城内	城内コミュニティ防災センター
第5	沖端	矢留うぶすな館
第6	西宮永	弥四郎町・吉富町公民館
※第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
※第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	昭代第一小学校体育館
第10		昭代第二小学校体育館
※第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和小学校体育館
第14	中島(町部)	中島小学校体育館
第15	中島(在部)	中島小学校体育館
第16	有明	有明小学校体育館
第17	皿垣	皿垣小学校体育館
第18	豊原	豊原小学校体育館
第19	六合	六合小学校体育館
第20	ニッ河	ニッ河小学校体育館
第21	藤吉	藤吉小学校体育館
※第22	垂見	垂見コミュニティセンター
第23	矢ヶ部	矢ヶ部小学校体育館
第24	中山	中山校区公民館
第25	藤吉、ニッ河、垂見	三橋公民館講義室

※今回の選挙は、第7、8、11、22投票所の会場を前回から変更していますので注意してください。



期日前投票される人は入場券の裏面に記入を

投票所に投票するための投票用紙には、期日前投票用紙と同様の記入欄があります。この記入欄には、投票所名、氏名、生年月日、事由などを記入する欄があります。

投票所名	柳川市選挙管理委員会
氏名	姓: 姓、名: 名、姓: 姓、名: 名
生年月日	生年月日: 生年月日、生年月日: 生年月日
事由	事由: 事由、事由: 事由

この記入欄には、以下の項目が記入されています。

- 投票所名
- 氏名
- 生年月日
- 事由

今回の選挙から、投票所入場券が変わります。投票所入場券裏面が「期日前投票宣誓書」になります。期日前投票される人は、事前に記入して投票所へ持ってくるとスムーズに投票することができます。

投票所入場券の裏面

任期満了による第23回参議院議員通常選挙の投票が、7月21日に行われる予定です。私たちの願いを政治に反映させる大事な選挙です。あなたの大切な1票を投じましょう。

公示日、投票日時

◆公示予定日 7月4日(木)

◆投票予定日 7月21日(日)

◆投票時間 午前7時～午後8時

◆投票所 市内24か所(次ページの表を参照)。

投票所で投票してください。

●投票所入場券を忘れずに

投票所に行くときは、スマートに投票するため、「投票所入場券」を忘れず郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票してください。

●投票所入場券を忘れずに

投票所に行くときは、スマートに投票するため、「投票所入場券」を忘れず郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票してください。

●期日前投票期間中に20歳になる人

期日前投票の期間内に投票をする場合、20歳に達していない人は不在者投票となります。

●郵便等投票

身体に重い障害がある人が、投票用紙などを柳川市選挙管理委員会に請求し、在家で郵便により投票する方法です。なお、郵便等投票の投票用紙などの請求

●選挙区「比例代表」の2つの選挙があります

今回行われる選挙は、「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つです。

投票会場では、次の①、②の順番で投票を行います。

①「選挙区選挙」を投票(「候補者名」を書いて投票)

②「比例代表選挙」を投票(「政党名」または「候補者名」を書いて投票)

●市外に住む人

平成5年7月22日までに生まれた人で、今年4月3日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3ヶ月以上住んでいる人

●市外に住所を移した場合

柳川市の選挙人名簿に登録されたいた人で、今年3月3日以降に市外に転出した人は、転出先の市区町村で選挙

●期日前投票や不在者投票をご利用ください

人名簿に登録されていない場合、柳川市で投票できます。

●今年4月4日以降に、柳川市に転入届出をした場合

転入前の市区町村で選挙人名簿に登録されている人は、転入前の市区町村で投票できます。また、転入前の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、柳川市で不在者投票をすることもできます。

●不在者投票

不在者投票ができる人は次のとおりです。

●仕事などで市外に滞在している人

不在者投票ができる人は次のとおりです。

●指定施設で投票をする人

柳川市選挙管理委員会で準備している投票用紙に記入し、投票用紙を請求して下さい。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、投票用紙を持って滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

●福岡県選挙管理委員会で準備している投票用紙に記入し、投票用紙を請求して下さい。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、投票用紙を持った滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

●代理記載制度

福岡県選挙管理委員会の指定を受けた病院施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

●点字・代理投票

柳川市選挙管理委員会に届け出が必要です。

●開票は「水の郷」で即日開票

開票は即日開票で、7月21日(日)午後9時15分から、水の郷で行います。



問い合わせは
柳川市選挙管理委員会事務局
☎ 77-8491まで。